

★地域子ども・子育て支援事業の確保内容★

事業名	確保内容
地域子育て支援拠点事業	現在、市内2か所で事業を実施。地域や関係機関と連携しながら、事業内容の充実を図り、利用者の拡大に努めます。
延長保育事業	現在、市内7か所の認可保育所で事業を実施。就労している保護者の多様なニーズに、柔軟に対応できるよう努めます。
一時預かり事業（幼稚園）	現在、市内では事業を実施していません。市外の一時預かりを実施している幼稚園及び認定こども園を利用している児童のニーズのみ満たしている状況になっており、令和4年4月からは、市内幼稚園で幼稚園独自の事業として預かり等のサービスが実施されています。保育所の一時預かり等の他サービスを活用しながら、保護者ニーズに対応できるよう支援します。
一時預かり事業（その他）	現在、市内2か所で事業を実施。保護者の急な用事や体調不良等、様々な状況に柔軟に対応できるよう努めます。
病児・病後児保育事業	現在、市内1か所で病後児保育事業を実施。回復期にあるこどもが安心して保育を受けられるよう、引き続き現体制での事業の実施に努めます。
放課後児童クラブ （放課後児童健全育成事業）	現在、市内の4か所の小学校で6か所の放課後児童クラブを実施。こどもが健全な放課後を過ごせるよう、引き続き現体制で事業の実施に努めます。また、多様な居場所づくりの推進として、全てのこどもに安全・安心な居場所の確保を図る観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進するとともに、開設時間の延長についても必要に応じて検討します。
妊婦健診	現在、市内に分娩施設はなく、市外の医療機関で健診は実施されています。引き続き、母子健康手帳交付時に14回分の受診券を配布し、現体制で事業を実施するとともに、妊娠届の早期届出の推進と受診率向上に努めます。また、ハイリスク妊婦への支援を強化するため、母子健康手帳交付時から状況把握に努め、妊婦健診を通して関係性の構築を図り、出生後も継続して関わりが持てるような体制づくりに重点を置きます。
乳児家庭全戸訪問事業	現在、保健師6人で訪問を実施。引き続き現体制で事業（「こんにちは赤ちゃん」事業）を実施し、訪問率100%と全乳児の状況把握に努めます。
養育支援訪問事業	現在、養育に関する相談対応を実施。支援の必要な家庭について早期にケース検討会を開き、チーム体制での支援に努めます。
子育て短期支援事業	現在、市外3か所でショートステイ事業を実施。子育てが一時的に困難になった家庭からの申請に対し、円滑な利用ができるよう受入先との連携を密にし、児童の適切な保護に努めます。
利用者支援事業 子育て世代包括支援センター	子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健コーディネーターとして保健師を専任で配置し、妊産婦の相談支援業務を実施。妊娠出産期の相談をワンストップで行い、母親のニーズ合ったきめ細やかな支援を行います。また、全ての妊産婦の状況を把握し、要支援者には支援プランを作成します。
ファミリー・サポート・センター事業	利用会員並びに協力会員数の増加に努め、組織規模を拡大し、支援内容の周知を図り、利用しやすい提供体制を整えます。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	今後、本事業の要望が高まるようであれば、改めて検討します。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	本計画においては事業を実施しません。
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安・負担をかかえた子育て世帯や妊産婦等の家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。
妊婦等包括相談支援事業	全ての妊産婦家庭に対して、妊娠届出時、妊娠後期、出産後に面談やアンケート等を通じて相談に応じ、出産・育児等の見通しを立て、様々な不安が解消できるよう必要な各種サービスのご案内をするなど、各家庭のニーズに応じた必要な支援につなぎます。
乳児等通園支援事業	令和8年度の実施に向けて、実施場所等の検討を行っていきます。
産後ケア事業	退院直後より、産後うつ予防や産後のスムーズな育児の導入、心身の休息につなげられるよう、産後ケア宿泊型の利用支援を積極的に実施します。また、事業の利用にあたり、本人の費用負担の軽減と利用施設数を増やすことで、産後も安心して子育てができる支援体制の構築を進めます。

発行：須崎市 編集：須崎市教育委員会 子ども・子育て支援課
〒785-8601 高知県須崎市山手町1番7号
TEL：0889-42-1229 FAX：0889-42-1190



こどもまんなかすさき



すさきっこ☆うきうきプラン

第3期 須崎市 子ども・子育て支援事業計画

概 要 版

★計画策定の趣旨と主旨★

国は、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長し、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう「こども基本法」を制定・施行しました。また、こどもの健やかな成長を後押しするため、こども家庭庁が創設されました。

本市では、市町村子ども・子育て支援事業計画として「第2期須崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全ての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境の整備に努めてきました。

近年の制度改正や子ども・子育てを巡る国や県の動きを反映した「こどもまんなかすさき すさきっこ☆うきうきプラン（第3期須崎市子ども・子育て支援事業計画）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

★計画の位置付け★

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものであり、具体的な計画策定にあたっては、同法第 60 条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえています。

また、次世代育成支援対策推進法第8条における「市町村行動計画」と一体的に策定することとします。

本計画は、「須崎市総合計画」を最上位計画とし、こども・子育て分野の個別計画として位置付け、市のその他関連計画と整合を図ります。

★計画の期間★

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和7年度から令和11年度までとします。一体的に策定する計画の計画期間も同様に令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じ見直しを行うこととします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
第2期須崎市 子ども・子育て支援事業計画					必要に応じて見直し				
					こどもまんなかすさき すさきっ☆うきうきプラン (第3期須崎市子ども・子育て支援事業計画)				

★計画の基本理念と基本的な視点★

基本理念

本市では、22 世紀の未来を生きるこどもたちが、どのような社会変革が起きても柔軟に対応する力と、どのような環境でも自ら目標を決め、実現に向かって進んでいける力を身につけることができる環境づくりを推進します。

また、未来を生きるこども、それを支える大人たちも笑顔で輝き、こどもを産み育てたくなるまちづくりを目指し、家庭や地域、保育・教育関係機関が一体となるよう連携を強化し、市全体で



こどもまんなかすさき
～こどももおとなもみんなが笑顔～



を本計画の基本理念として掲げます。

基本目標

★ 地域 みんなで子育てを！
★ こどもを産み育てたくなるまちへ！
★ 育つ子と育てる親に夢と笑顔を！

施策体系

－ 1 － ニーズに応じた子育ての支援	(1) 教育・保育事業の充実 (2) 子育て支援事業の充実 (3) 子育て支援のネットワークづくり (4) 子育てに伴う経済的負担の軽減
－ 2 － 母親とこどもの健康確保及び増進	(1) 妊娠・出産期における健康と安心の確保 (2) 乳幼児期における健康と安心の確保
－ 3 － こどもの心身の健やかな成長の支援	(1) 家庭の教育力の向上 (2) 次世代の親の育成 (3) 教育の充実 (4) こどもが学ぶ地域づくり
－ 4 － 子育てを支援する環境の整備	(1) 子育てにやさしい環境の整備 (2) 父親・母親の働き方の見直し、両立支援のための職場環境づくり (3) こどもの安全の確保
－ 5 － 要保護児童等へのきめ細やかな取り組みの推進	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) 障害のあるこどもへの支援の充実 (3) ひとり親家庭の自立支援の充実 (4) 経済的困難をかかえる家庭への支援

★教育・保育の事業量の確保方策★

前提となる事項

本計画期間における教育・保育の「量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。また、「確保方策」について、幼稚園、保育所、認可外保育施設等の利用状況に、利用希望と人口推計を踏まえ、以下の区分で設定します。

認定区分		提供施設
1 号	3－5 歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2 号	3－5 歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3 号	0－2 歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業



教育・保育の提供体制の確保方策及び確保内容

計画期間について、見込み量に対する確保は十分できていると考えられます。今後も状況に応じて方向性を検討しながら、本市における幼児期教育の更なる充実・発展を目指すとともに、保護者のニーズに沿った保育が提供できるよう努めます。

		1 号		2 号		3 号		
		3－5 歳	教育※ (3－5 歳)	保育 (3－5 歳)	0 歳	1 歳	2 歳	(人／年)
令和7年度	①量の見込み	11	0	242	32	61	70	
	②他市町村からの受入	0	0	0	0	0	0	
	③確保方策	-	-	312	36	86	80	
	③－ (①＋②)	-	-	70	4	25	10	
令和8年度	①量の見込み	10	0	231	29	58	67	
	②他市町村からの受入	0	0	0	0	0	0	
	③確保方策	-	-	297	31	81	75	
	③－ (①＋②)	-	-	66	2	23	8	
令和9年度	①量の見込み	10	0	217	26	55	63	
	②他市町村からの受入	0	0	0	0	0	0	
	③確保方策	-	-	228	26	76	69	
	③－ (①＋②)	-	-	11	0	21	6	
令和10年度	①量の見込み	9	0	204	24	51	59	
	②他市町村からの受入	0	0	0	0	0	0	
	③確保方策	-	-	228	26	76	69	
	③－ (①＋②)	-	-	24	2	25	10	
令和11年度	①量の見込み	9	0	193	21	49	56	
	②他市町村からの受入	0	0	0	0	0	0	
	③確保方策	-	-	228	26	76	69	
	③－ (①＋②)	-	-	35	5	27	13	

※2号認定において、学校教育の利用希望が強いと想定される方